

投票時間は午前7時～午後8時

8月25日(日)は 埼玉県知事選挙の 投票日です!

投票箱



問/選挙管理委員会事務局 ☎463-2444

朝霞市で投票できる方

平成13年8月26日までに生まれた方で、5月7日までに転入届をして、引き続き投票日まで居住している方です。ただし、公民権停止中の方は投票できません。

市内で転居された方

7月17日以降に転居届をされた方は、前住所の投票所で投票してください(郵送する投票所入場券に記載)。

県内へ転出された方

朝霞市の選挙人名簿に登録されている方で、5月8日以降に埼玉県内の他の市区町村に転出した方は、朝霞市で投票することになります。

県内から転入された方

埼玉県内の他の市区町村から、5月8日以降に朝霞市に転入された方は、前住所地で投票することになります。

投票所入場券を郵送します

入場券は、世帯ごとに封書で郵送します。

①封書1通に世帯員5人まで入場券が同封してあります。

②投票するときは、同封の入場券を各自お持ちいただき

投票所にお越しください。③万一、入場券が届かない場合や紛失してしまった場合

でも、選挙人名簿で登録が確認できれば投票できます。*

入場券は7月16日現在で作成し、告示日(8月8日)ごろ発送予定です。宛て先不明などで届かないことのないよう、門や玄関に表札をお願い

します。住所移転などで、届かない場合や選挙権があるかどうかわからない場合は、お問い合わせください。

開票は即日開票です

日時/8月25日(日)午後9時

会場/総合体育館サブアリーナ

参観人/定員100人(朝霞市の選挙人名簿に登録されている方)

選挙公報を配布します

候補者の政見などを掲載した選挙公報を各家庭に配布するほか、市内の各公共施設や駅などにも備え置きます。

点字投票・代理投票もできます

目の不自由な方には、点字器と点字投票用紙を用意しています。また、自ら候補者の氏名を記載できない場合は代理投票もできますので、投票所の係員にお申し出ください。

期日前投票・不在者投票をご利用ください

選挙期日(投票日当日)に、

次の理由等で投票所に行くことができない場合は、期日前投票や不在者投票ができます。

①仕事や学校などで投票所に行けないとき

②旅行やレジャーなどで投票区外に出かけるとき

③病気やケガなどで歩くことが困難なとき

④住所移転のため他の市区町村に居住しているとき

⑤天災または悪天候のため投票所に到達することが困難なとき

期日前投票をする場合

期日前投票所、期間および

時間は別表1のとおりです。

なお、8月17日(出)は富士見町内会祭りが開催されるため、8月16日(金)~18日(日)は、市役所の駐車場のご利用は、別表2のとおりとなります。

*郵送される入場券裏面に期日前投票宣誓書(兼請求書)が印刷されていますので、事前に必要事項を記入しお持ちください。なお、期日前投票所にも備え置いてあります。また、市ホームページからダウンロードにより印刷し必要事項を記入した宣誓書をお持ちいただくこともできます。

別表1 期日前投票の投票所、期間および時間

投票所	期間	時間
朝霞市役所(別館5階502会議室) ※閉庁時も正面玄関から入場できます。	8月9日(金)	午前8時30分
	8月24日(土)	午後8時00分
朝霞台出張所(西弁財1-9-26) ※駐車台数が少ないため、お車でのご来場はご遠慮ください。		

別表2

	駐車場
8月16日(金)	正面駐車場 午後5時15分以降は公用車専用駐車場
8月17日(土)	公用車専用駐車場
8月18日(日)	公用車専用駐車場 午後0時以降は正面駐車場

*市役所出入口は、通常どおり正面玄関および北側出入口がご利用できます。

不在者投票をする場合

① 朝霞市以外の選挙管理委員会で行う方法

他市区町村に滞在中の場合は、郵送で投票用紙等を請求することができます。

なお、郵送に時間がかかりますので、早めに請求してください。

※告示日(8月8日)前でも請求できます。

② 指定された施設(病院または老人ホーム等)で不在者投票を行う方法

不在者投票ができる施設に指定されている病院に入院または老人ホーム等に入所している場合は、その施設で不在者投票をすることができます。その施設が指定されているかどうかは、各施設長もしくは選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。

なお、市内の指定施設は、TMGあさか医療センター、朝霞病院、朝光苑、内間木苑、塩味病院、ケアライフ朝霞、つつじの郷、グリーンビレッジ朝霞台、ハレルヤ、花木水の里、コンフォルト朝霞の11か所です。

③ 郵便等による不在者投票を行う方法

別表3 郵便等による不在者投票の対象者

身体障害者手帳	障害名	障害の程度			戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				介護保険の被保険者証	要介護区分
		1級	2級	3級			特別項症	第1項症	第2項症	第3項症		
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	×		両下肢、体幹の障害	○	○	○	×		要介護5
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	×	○		心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○		要介護5
	免疫、肝臓の障害	○	○	○								

規定以上の障害(別表3参照)のある方もしくは「要介護5」の介護保険の被保険者証をお持ちの方で、郵便等投票証明書を交付されている方は、郵便による投票ができます。

※郵便等投票証明書をお持ちでない場合は、あらかじめ申請し、証明書の交付を受けて

別表4 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

別表3の郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次の障害のある方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者(選挙権を有する方)に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○		上肢、視覚の障害	○	○	○

おく必要があります。

なお、別表3・4における対象となる障害の程度については、身体の箇所における個別等級が対象となるため、手続き等の詳細については、お問い合わせください。

請求期限/8月21日(水)午後5時

皆さんの貴重な一票を生かすため、必ず投票しましょう!!



©むさしのフロントあさか

公民館臨時休館のお知らせ

埼玉県知事選挙に伴い、次のとおり休館となります。

公民館名	8月24日(土)	8月25日(日)
内間木公民館	臨時休館	通常の休館
東朝霞公民館		臨時休館
西朝霞公民館		

選挙に関するホームページをご利用ください

市ホームページ
(新着情報の「選挙」タブをご利用ください)

<https://www.city.asaka.lg.jp/>



埼玉県知事選挙
(開票速報)

https://www.city.asaka.lg.jp/soshiki/45/senkyokouhosya_sokuhou.html



埼玉県ホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/e1701/>

